

# 決算書の役立て方(その二) — 支払能力の見方

森脇 彬

一、

昨年(一九九八年、平成一〇年)一年間における会社などの経営が行詰った件数は、帝国データバンクの「全国企業倒産集計」(一九九八年二月報)によると一萬九、一七一一件であり、その倒産時点にかかっていた負債の総額は実に一四兆三、八一二億二、四〇〇万円に達しているということです。

これは、わが国のいわゆるバブル経済が崩壊し

たあと打ち続けている大不況の状況をよく表しているといつてよいでしょう。

いま、帝国データバンクの調査による倒産件数と負債総額について、この種の調査を開始したとみられる一九六四年(昭和三九年)にさかのぼりその後の経過をみますと、つぎのとおりであります。

なお、一九六四年(昭和三九年)は六月から二月までの七か月分の資料しかありませんから、一九六五年(昭和四〇年)以降をみるのがよいと思います。

## 支払能力の見方

年	倒産件数	負債総額
一九六四年(七か月)	二、八八一件	八〇〇万円
一九六五年	五、六九〇件	五、三七八億四、一〇〇万円
一九六六年	八、四九七件	三、九七二億一、九〇〇万円
一九六七年	八、四八六件	五、一九九億九、〇〇〇万円
一九六八年	一、三三三件	七、七〇四億六、三〇〇万円
一九六九年	八、五〇七件	五、六二六億七、八〇〇万円
一九七〇年	九、六五五件	七、四四二億五、四〇〇万円
一九七一年	九、一四七件	七、〇一六億三、〇〇〇万円
一九七二年	七、一四〇件	四、八三二億五、八〇〇万円
一九七三年	八、二〇三件	七、〇四〇億二、〇〇〇万円
一九七四年	一、七〇〇件	一、兆九、一三三億六、〇〇〇万円
一九七五年	一、七〇五件	一、兆九、一三四億一、〇〇〇万円
一九七六年	一、五五八件	二、兆二、六九四億九、六〇〇万円
一九七七年	一、五八七件	二、兆九、〇八八億九、五〇〇万円
一九七八年	一、五八七件	二、兆四、七五二億五、五〇〇万円
一九七九年	一、六〇三件	二、兆九、一八八億九、三〇〇万円
一九八〇年	一、七七八件	二、兆七、〇六九億八、九〇〇万円
一九八一年	一、七六八件	二、兆七、〇六九億九、三〇〇万円
一九八二年	一、七二二件	二、兆三、五五三億二、三〇〇万円
一九八三年	一、九一五件	二、兆五、六三九億九、〇〇〇万円
一九八四年	一、八四二件	三、兆九、八五九億八、七〇〇万円
一九八五年	一、八二二件	四、兆一、八五九億七、〇〇〇万円
一九八六年	一、七四七件	三、兆七、五五二億二、三〇〇万円
一九八七年	一、六五五件	三、兆七、五五二億二、三〇〇万円
一九八八年	一、六五五件	二、兆九、一八八億九、三〇〇万円
一九八九年	一、七三三件	一、兆九、九四五億六、八〇〇万円
一九九〇年	六、四六三件	一、兆九、九四五億六、八〇〇万円
一九九一年	七、七三三件	七、兆九、四四五億四、一〇〇万円
一九九二年	一、七〇〇件	七、兆九、四四五億四、一〇〇万円
一九九三年	一、四一七件	七、兆九、四四五億四、一〇〇万円
一九九四年	一、四〇四件	六、兆九、四四五億二、三〇〇万円
一九九五年	一、五〇六件	五、兆九、四四五億二、三〇〇万円
一九九六年	一、五〇六件	五、兆九、四四五億二、三〇〇万円
一九九七年	一、四六三件	七、兆九、四四五億二、三〇〇万円
一九九八年	一、四一七件	四、兆九、四四五億二、三〇〇万円

さて、このような夥しい件数の倒産が現実になじてきたわけですが、不思議なことに倒産とはこういうことであるという定義、とくに法的な定義がないのです。

強いて申しますと、中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年十二月五日、法律第八十四号)の第二条に「次の各号の一に該当する事態(以下「倒産」という。)」としてつぎのように示されているぐらゐのものです。

- 一 破産和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。
- 二 手形交換所において、その手形交換所得手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

また、中小企業信用保険法(昭和二十五年十二

月十四日、法律第二百六十四号)の第二条3でも、「倒産関連中小企業者」の定義に関連して同様の規定が行われています。

ところで、倒産という事態は法律的に必ずしもはっきりしているわけではありませんが、その経営上の実態はきわめて単純なものであります。

それは、簡単にいってもまた複雑にいつても、支払うべき債務が支払期日に支払えなくなった状態なのです。

支払うべき債務、これを支払義務と申しますが、この支払義務を支払期日、支払期限までに支払手段すなわち通貨、現金によって支払えることを支払能力とよんでいます。

倒産は支払能力を失った状態であるということができませんが、支払能力を失う見とおしが確実になると、その時点ではまだ実際に支払能力を失っていないまでも倒産の状態に陥ることがあります。

また、倒産に至る過程や倒産する間際などに、

他の会社に吸収合併されたり他の会社の系列会社になって、一見、とりわけ事情にあかるくない者には支払能力に欠ける経営状態に陥ったことがわからないような例もあります。

このような倒産を非顕在型の倒産といいます。これは思いのほか多いのです。

いずれにしても支払能力を失って倒産すると、会社は存続できなくなるか、存続がきわめて困難になります。

むろん会社更生、会社再建を立派になしとげた例もありますが、その実際の過程は周知のとおり苦難にみちたものにはかなりません。

したがって、経営者はむろんのこと、投資者やその立場にたつ者や信用供与を行う者なども、支払能力があるかどうか、支払能力がどのようになっているかについて慎重に、注意深く見極める

必要があるのです。

支払能力は時として健全性、安全性、財務流動性、あるいは資金繰りの状況などさまざまな表現によって伝えられていますが、理論的に申しますと流動性にほかなりません。

## 二、

つきにまず、流動性をとりあげその意味を考えてみたいと思います。

流動性という用語はいろいろな分野で用いられていますが、経営とりわけ財務の分野で使われる場合、流動性はまず第一に資産や負債のもつ固有の性質になります。

資産についての流動性は、厳密に申しますと現金以外の資産の流動性は、たとえば受取手形、売掛品、製品、仕掛品、原材料、有形固定資産、投

資有価証券などのもつ性質でありまして、その性質というのはどれくらいに容易に現金にかわるか、換金の容易さであります。

ここで流動性の根本には、どうやら現金というものがあるということに気づくわけです。現金は通貨とも申しますが、それはまた貨幣ともいいます。

実は貨幣論の最初で習うことではありますが、貨幣には三つの機能があります。その第一は交換機能であり、第二は蓄財機能であり、そして第三は価値測定機能であります。

貨幣のもつ交換機能によって、貨幣の所有者はこれと引換えに、つまり貨幣を引き渡すことによって、欲しい財貨あるいは用役が入手できます。

いいかえると、貨幣と引換えに財貨をもっていなかった状況から、用役を受けていなかった状況

から、財貨をもっている、用役を受けた状況に変わるわけです。

流動性の流動とは、このように状況の変わることを意味しています。流動性は、したがって状況が変わりうること、状態が変わること、そういう性質あるいはそういう性質をもっていることを表わしているのです。

資産の流動性、厳密には現金以外の資産の流動性は、債権については回収されて現金にかわること、あるいはそういう性質であり、棚卸資産や有形固定資産については売却処分などによって現金にかわること、あるいはそういう性質であって、ひとくちに言えば換金性になります。

これに対して負債の流動性は、負債すなわち債務が現金によって決済される、現金払いされるという性質を意味します。

このような流動性は現金以外の資産および負債

のもつ固有の性質ですから、流動性のなかでも厳密には絶対的流動性と申します。

絶対的流動性は、今日、貸借対照表に勘定科目を掲記する順序の一つである流動性配列法における流動性として実際に使われています。

また絶対的流動性は一つの組織の支払可能性を意味し、それは保有している決済手段の量で表わされます。

この場合の決済手段は単に現金ばかりでなく、預金や一時的所有の市場性のある有価証券も含めます。

そしてその合計額を一月当りの売上高、つまり平均月商で割った指標、つまり手許(元)流動性(あるいは、手許流動性指標ともいいます)によっても表わします。

流動性には、このような絶対的流動性のほかもう一つの相対的流動性というものがあります。

相対的流動性とは支払手段と支払義務の関係であって、これはつきに示す二つの式のとおり支払手段と支払義務の差額または支払義務に対する支払手段の比率として表わします。

$$\begin{aligned} \text{相対的流動性 I} &= \frac{\text{支払手段}}{\text{支払義務}} \\ \text{相対的流動性 II} &= \frac{\text{支払手段}}{\text{支払義務}} \end{aligned}$$

絶対的流動性の一つである支払可能性は単に決済手段の保有量あるいは手許流動性指標によって示しますから、これだけでは本当に支払を円滑に、連続して行えるかどうかを判断することはできません。

それは、単に支払手段をとりあげるばかりでなく、支払うべき額すなわち支払義務(支払需要ともいいます)と比べてみることによって、支払が円滑に、連続して行えるかどうかははじめてわかるようになるのであります。

支払手段と支払義務を比べてみる方法は二つあって、支払手段と支払義務の絶対額を差引きしてみる方法と支払義務に対する支払手段の比をみる方法とがあります。

支払手段に対する支払義務の比を使うこともできないわけではありませんが、このようにすると、比の値が小さいほど原則として望ましくなっています。

一般に、比の値は大きいほど望ましいものと考えますから、ここでは支払義務に対する支払手段の比を使うのです。

相対的流動性の意味するところは、その定義式をみるとわかるように支払義務に対して支払手段が充分あるかどうか、いいかえると支払手段で支払義務を決済できるかどうかということですから、相対的流動性はその意味から考えて支払能力と申します。

そこで以下では、このような意味において支払能力という用語を用いることにしましょう。

ところでわが国では、健全性とか安全性、財務流動性、資金繰りの状況などいろいろな用語が使われています。

これらの用語はいずれもそれぞれ固有の意味をもっているものとも考えられますが、実際にはそれぞれの相違点が必ずしも明確にされているわけではありません。むしろこれらは、理論的にいえばいずれも相対的流動性に含まれるものといわなくてはなりません。

そこで以下では支払能力という表現を使いますが、その理論的基礎は相対的流動性にあるということを再言しておきたいと思えます。

しばらく前から、貸借対照表の注記事項としても流動性がとりあげられています。この流動性は臨時の資金調達にあたっての資産の換金性、売

却可能性を意味しています。

ドイツでも相対的流動性を支払能力のほか健全性とか、信用能力などと表現することもありますが、相対的流動性の意味や内容からすれば支払能力というのが最も適しているものと考えられるのです。

### 三、

さて、支払能力は支払手段と支払義務の差および支払義務に対する支払手段の比として表わされ、それぞれを支払能力Ⅰと支払能力Ⅱとして區別して表わします。

$$\text{支払能力Ⅰ} = \text{支払手段} - \text{支払義務}$$

$$\text{支払能力Ⅱ} = \frac{\text{支払手段}}{\text{支払義務}}$$

したがって、決算書すなわち貸借対照表や損益

計算書などから支払手段と支払義務の額をひろい、この式にあてはめて計算すれば支払能力をとらせることができます。

しかし、このような計算に使う支払手段と支払義務は、具体的にどのようなものか、またその金額はいくらであるかということになりますと、これはかなり大きな問題であって、決して簡単な話ではありません。

それは、最近において大きな社会問題、深刻な経済問題になっている不良債権、不動産とりわけ土地価額の著しい低下などからも容易に理解できると思えます。

さて、すべての人間の営みは、時間の流れ、時間の軸から逃れることができません。ですから、いまとりあげている支払手段と支払義務についてもまた、この時間の軸のうえで考えなければならぬのです。

時間の軸、過去から未来へと進むことなく流れる時間の流れのうえで認識は、まず第一に一定の時、一定の時点において行われます。

支払手段はまず貨幣、通貨であると考えられますから、それはより具体的に申しますと現金になります。この現金の額を一定時点でとらえれば、それは現金の保有量、現金勘定の残高になります。

現金は手許現金ともいうように、文字どおり手許にある現金 (cash on hands) であります。

これに対して支払義務は払うべくして未だ支払われていない状態にある債務でありますから、これは仕入債務や長・短の借入金などの負債であって、これを一定時点でとらえれば負債合計の残高になります。

ところで支払手段として認識した現金は手許現金ともいうように、文字どおり手許に保有してい

る現金であります。銀行に託してある現金、預けてある現金 (cash at banks) すなわち預金というものがあります。

預金にはいろいろな種類がありますが、いずれにしても、預金は引出しあるいは解約という手続をとると、預金は現金になり、支払手段になります。したがって、支払手段は現金と預金の合計、つまり支払手段を一定時点できると現金預金の残高になるわけです。

さらに現金預金以外の資産についても、売却処分、換金処分という手続をとるとすれば現金にかわるわけですから、現金預金以外の資金も支払手段になると考えることができます。

したがって、このように考えてみると、支払手段は単に現金ばかりでなく、預金も、またそれ以外の資産も含めて考えることができるようになります。そこで、支払手段の一定時点における額

は、資産合計になるわけです。

資産合計と負債合計の残高は、むろん貸借対照表をみれば容易にわかりますから、そこで支払能力Iと支払能力IIは、それぞれつぎのようにして計算できるようにします。

$$\text{支払能力I} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

$$\text{支払能力II} = \frac{\text{資産合計}}{\text{負債合計}}$$

このような支払能力Iは資産合計と負債合計の差である純資産すなわち資本合計で示されますから、資本合計の額が大きければ大きいほど、それだけ支払能力Iは大きく、強くなると考えられます。

これについてももう少し付け加えて申し述べますと、資産合計と負債合計が等しく、資産合計で負債合計の金額をちょうど支払えるとするれば、支払能力Iは維持できたと考えられます。

### 支払能力の見方

また、資産合計と負債合計の差が僅かであっても黒字であれば、むろん支払能力Iは維持できたわけです。したがって、資産合計と負債合計の差額が、つまり資本合計が巨額にあれば、支払能力Iが維持できることはいうまでもありません。

資産合計と負債合計の差がマイナス値になって、いわゆる債務超過の状態になれば、そのときは支払能力Iを失い、支払不能の状態に陥ったと考えるわけです。

ここで一つ検討しなければならぬ問題は、資産合計と負債合計の差額、すなわち資本合計の大きさが、支払能力Iとどのような関係にあるかということ です。

資産合計と負債合計の額に、したがって資本合計の額にまったく誤りがなければ、資本合計の額の正負、すなわち黒字か赤字かが、支払能力Iがあるかないかという状態と一対一の関係で対応す

るわけです。そしてこれで、問題はすべて解決済みになります。

けれども、資産合計と負債合計の額に、したがって資本合計の額に測定誤差が生じうるならば、資本合計が大きければ大きいほど、資本合計が赤字になって債務超過になるまでの余裕を表わすこととなります。これは、とくに支払能力Iを時系列にしたがってみようとするときに役立ちます。

ところで、経営の行き詰った多くの会社においても、多くの場合、その貸借対照表上の資本合計の額はあきらかに黒字になっています。むろんこれについては、資産と負債が、したがって資本が簿価であるからという指摘もできるでしょう。

いずれにしても、支払能力Iを資産合計と負債合計の残高によってみようとする方法は、いわゆる理論的に、頭のなかだけで考えることはできま

すが、現実に適用しようとするとき必ずしも必ずしもかしくなり  
ます。

#### 四、

つぎに、支払能力Ⅱについて、資産合計と負債  
合計を使って考えてみたいと思います。

支払手段を資産合計、支払義務を負債合計とす  
ると、支払能力Ⅱはつぎのようになります。

$$\text{支払能力} = \frac{\text{資産合計}}{\text{負債合計}}$$

したがって支払能力Ⅱは、負債合計に対する資  
産合計の比率が高ければ高いほど、それだけ高  
い、強いものと考えられます。

いま、負債合計に対する資産合計の比を比率  $r$   
で表わしますと、この比率  $r$  はつぎのように書き  
改めることができます。

$$r = \frac{\text{資産合計}}{\text{負債合計}}$$

$$= \frac{1}{\frac{\text{負債合計}}{\text{資産合計}}}$$

$$= \frac{1}{\frac{\text{負債合計} + \text{資本合計} - \text{資本合計}}{\text{負債合計} + \text{資本合計}}}$$

$$= \frac{1}{1 - \frac{\text{資本合計}}{\text{負債合計} + \text{資本合計}}}$$

ここで、

$$\text{自己資本構成比率} = \frac{\text{資本合計}}{\text{負債合計} + \text{資本合計}}$$

したがって、

$$r = \frac{1}{1 - \text{自己資本構成比率}}$$

または、

$$r = \frac{\text{資産合計}}{\text{負債合計}}$$

$$= \frac{\text{負債合計} + \text{資本合計}}{\text{負債合計}}$$

$$= 1 + \frac{1}{\frac{\text{負債合計}}{\text{資本合計}}}$$

ここで、

$$\text{負債比率} = \frac{\text{負債合計}}{\text{資本合計}}$$

したがって、

$$r = 1 + \frac{1}{\text{負債比率}}$$

比率  $r$ 、すなわち負債合計に対する資産合計の  
比は、これまで実際に用いられていません。しか  
し、この比率  $r$  に代って、自己資本構成比率や負

債比率が利用されてきましたものと考えられま  
す。

それは、比率  $r$  が高いとき、自己資本構成比率  
と負債比率は高く、反対に比率  $r$  が低ければ自己  
資本構成比率と負債比率も低い値になるからで  
す。

比率  $r$  は実際に利用してきていませんが、その  
代りに自己資本構成比率と負債比率は伝統的によ  
く使ってきており、今日でもなおよく使っていま  
す。

すでに支払能力Ⅰの関係から、支払手段として  
の資産合計と支払義務としての負債合計を簿価で  
とらえて用いるかぎり、現実に支払能力を判断す  
ることはできないのです。

この問題は、支払能力Ⅱについてもまったく同  
様であります。

そもそも、すべての負債、負債合計を資産に

#### 支払能力の見方

よって一定時点において、一斉に支払う、返済するとはどういう事態なのでしょう。

負債には支払期限、支払期日あるいは返済期日、償還期日がありますが、すべての負債が一定時点に、同時に支払期日をむかえることはありません。

しかし、支払能力Ⅰも支払能力Ⅱも、支払手段と支払義務を一定時点でもらえ対比してみるということは、支払義務としての負債の支払期日がその一定時点に到来するものとして考えていることになりません。

また、資産は、厳密には現金以外の資産は、現金化される時期がそれぞれ異なっています。それにもかかわらず、支払手段を一定時点における資産の残高でもらえ支払義務と対比してみるかぎり、支払手段としての資産の現金化される時期はその一定時点であるとして考えていることになりません。

はなりません。

さらに、現金以外の資産、たとえば土地など不動産を売却処分しようとする、多くの場合において、買いたたかれることにもなりうるのですから、資産処分の手取金額というものは意外に小さな額になるものです。

これは、昨今の不動産市況のもとでの不動産売却の事情をみれば、容易に理解できるであります。

また、会社は盛況のときに清算することは少なく、資金繰りに悩んだり、支払手形がその期日に引き落せなくなり、支払不能に陥ったすえに清算するので。

清算は、倒産の儀式であるといってもよいので、清算にあたって、現金以外の資産は売却処分され、その資産総額と簿価との間には相当の開きが生ずるであります。

す。

このように負債の支払期日と資産の現金化の日を同一の一定時点であると考えるのは、通常ではありえない話ですが、それは一体、どのような事態なのでしょう。

すべての負債を資産によって一斉に決済すること、それは弁済といってもよいのですが、実際にそのような弁済を行うのは会社が清算するときであります。

清算するにあたって資産を支払手段として利用するためには、資産は簿価ではなく、時価で把握しなくてはなりません。

現金以外の資産について、売却処分して一般的な支払手段である現金にかえるとすれば、要するに現金化するには、処分価額から処分に要する費用、手数料のほか処分にもなって課税される税金を控除し、資産処分の手取金額を把握しなくて

清算時点では、負債すなわち債権者のもつ債権はかなりの部分が切り捨てられます。たとえば、倒産会社の債権額は、その九〇パーセント以上が切り捨てられることも珍しくありません。

そこで、一定時点における負債と資産を使って支払能力をみようとすることは決して無意味ではありませんが、負債と資産を簿価ではなく、負債については最終的な要弁済額でもらえ、また資産については売却処分額から処分に要する費用および手数料と税金を控除した額でもらえ、支払能力の算定と評価に用いる必要があるのです。

## 五、

一定時点における支払能力は、貸借対照表の数値によってみるということが行われています。しかし、そこには、相当に大きな問題があるので

す。

それにもかかわらず、この一定時点において支払能力をみようとする方法が、簿価を使って伝統的にいまなお行われているのです。それは、もしかすると支払能力をみようとすることを忘れ、意識しないまま単に比率の計算が行われているのかもしれないません。

支払能力Iは支払手段に資産合計を使い、支払義務に負債総額を用いて算定しますが、この資産と負債について一年基準すなわちワン・イヤールールが適用されるとどうなるでしょうか。

一年基準というのは、絶対的流動性による資産や負債を区分する基準です。それは、現金以外の資産については現金へのかわり易さを使い、負債については現金払となる期日の近さを用います。

現金および一年以内に現金に変わる資産を流動資産とよび、一年以内に現金払いされる負債を流

動負債といいますが、支払手段を資産合計ではな

く、そこに一年基準を適用して流動資産に限定するので。そして、支払義務も負債総額ではなく、一年以内に支払われる負債すなわち流動負債にしぼり込むのです。

支払手段と支払義務にこのような一年基準によって限定した資産と負債を用いると、支払能力Iは、つぎのように流動資産と流動負債の差になります。

$$\text{支払能力I} = \text{流動資産} - \text{流動負債}$$

流動資産から流動負債を差し引いた差額は、運転資本とよびます。厳密にはこれを純運転資本といいますが、また古くは正味運転資本といっています。

なお、運転資本はワーキング・キャピタル (working capital) の訳語であり、純運転資本はネット・ワーキング・キャピタル (net working capital) の訳語です。

ing capital) の訳語です。

かつて運転資本には二種類あって、一つは流動資産そのものを意味していました。そしてもう一つの運転資本が流動資産と流動負債の差額を意味しましたから、前者を総運転資本といい、後者を純運転資本と区別したので。

しかし、今日では運転資本といえば流動資産と流動負債の差額として理解されるようになりましたから、とくに純運転資本といわなくなり、単に運転資本というにとどまるようになりました。

この運転資本、純運転資本は支払能力Iを表わすものとして考えられ、とくに一年基準によって限定された短期の支払能力を示すものと考えられてきました。

運転資本によって支払能力があると判断されるためには、運転資本の額が流動負債の額より大きいことと、運転資本が増加することが判断基準と

して用いられていました。

しかし、この運転資本によって支払能力を判断するにあたっては、一般に簿価による計算が行われており、伝統的に望ましいとされる金額が算定されていても、支払不能に陥っている例は今日たくさんあります。

したがって、運転資本によって支払能力を判断することは、今日、まったくできないといわなくてはなりません。

この運転資本はまた現金預金などならんで資金概念としても登場しましたので、支払能力を考えるときに大きな混乱をもたらしたことは否めません。

アメリカでは、すでにこの運転資本の考え方を捨てているといっていますが、ドイツなどヨーロッパではいまなお使っていますし、わが国でも利用している論者のいることは事実です。



しかし、運転資本が支払能力の判断にあたり役立つたないのは事実でありますから、再言しておくたいと思います。

支払手段を流動資産とし、支払義務を流動負債として支払能力Ⅱを考えると、つぎのように流動比率とよばれている比率になります。

$$\text{支払能力Ⅱ} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

流動比率によって支払能力をみようとするとき、流動比率の値は二倍以上あることが判断基準になるといわれていました。この基準は二対一の基準ともいわれますが、これは運転資本が流動負債より大きければ、支払能力があると判断する考え方と根底において共通するものがあります。

ステファン・ギルマン (Stephen Gilman)

金預金のみに限定すると現金比率になりますが、これらの値によって支払能力を判断できないことはいうまでもありません。

同様に、固定資産を資本合計で割って求める固定比率や、分母を資本合計と固定負債の合計とする固定長期適合率も、残念ながら支払能力を判断するためにはまったく無能なのであります。

$$\text{当座比率} = \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}}$$

$$\text{現金比率} = \frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}}$$

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}}$$

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計} + \text{固定負債}}$$

なお、当座比率は一以上であること、現金比率が〇・二以上であること、固定比率と固定長期適

といえばすでに古典的な論者ですが、彼でさえこの二対一の基準には経営上の確信というようものが無いといっています。

流動比率が倒産した会社の倒産直前の決算期で上昇した例や、いわゆる資金繰りに追われている会社で高い値になったとした例も少なくありません。

反対に、支払能力が充分あるとみられる会社の流動比率が、二倍どころか一倍以下の〇・六倍という低い値になっていることもあります。この場合、運転資本はむしろ赤字(マイナス値)になります。

このような事実があるので、流動比率は支払能力を示さないということは、もはや疑いの余地のない事実といわなくてはなりません。

流動比率の分子を当座資産に限定すると当座比率あるいは酸性試験比率になり、さらに分子を現

合率とともに一以下であることが、いずれも支払能力があるものとして判断する基準として伝えられてきています。

しかし、むしろこれらは、支払能力の判断にまったく役立たないのであります。

したがって、証券投資にかかわりのある賢明なアナリスト達は、このような比率や運転資本を利用しなくなっています。

けれども、いまなおこれらを有用なものとして見る愚かなというべき論者もいるわけで、決算書の見方についても、現在は「適切な分析」と「賢明な選択」がますます強く求められる時代であるというべきでありましょう。

(おじいさま あまの・当研究所主任研究員)